

高速道路営業規則新旧対照表（令和6年4月1日改正）

（下線は変更部分を示す。）

新	旧
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（E T Cシステムによる通行の方法）</p> <p>第9条 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下本条において「省令」といいます。）に基づく有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」といいます。）を利用する運転者は、料金の徴収施設及びその付近において、法第24条第4項の規定により当社が<u>公衆の閲覧に供した</u>通行方法（以下「通行方法」といいます。）及び省令に基づくE T Cシステム利用規程（以下「E T Cシステム利用規程」といいます。）の定めにより通行しなければなりません。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第10条～第32条（略）</p> <p>（不正通行の定義とその取扱い）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 当社は、不正通行を防止し適正な料金を徴収することその他高速道路の適正な利用に資することを目的として、料金所又は第9条第2項第2号に定める料金所以外の箇所に設置された「E T C」の表示があるE T C通信施設に画像撮影装置を設置し、<u>削除</u>通行する車両を撮影し、その画像（車両登録番号及び利用者の容貌を含みます。）を同目的に従って利用することがあります。</p> <p>第34条～第58条（略）</p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（E T Cシステムによる通行の方法）</p> <p>第9条 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下本条において「省令」といいます。）に基づく有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」といいます。）を利用する運転者は、料金の徴収施設及びその付近において、法第24条第4項の規定により当社が<u>公告した</u>通行方法（以下「通行方法」といいます。）及び省令に基づくE T Cシステム利用規程（以下「E T Cシステム利用規程」といいます。）の定めにより通行しなければなりません。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第10条～第32条（略）</p> <p>（不正通行の定義とその取扱い）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 当社は、不正通行を防止し適正な料金を徴収することその他高速道路の適正な利用に資することを目的として、料金所又は第9条第2項第2号に定める料金所以外の箇所に設置された「E T C」の表示があるE T C通信施設に画像撮影装置を設置し、料金所を通行する車両を撮影し、その画像（車両登録番号及び利用者の容貌を含みます。）を同目的に従って利用することがあります。</p> <p>第34条～第58条（略）</p>